

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成24年1月17日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆企業年金における財政運営基準等の見直し関係◆

企業年金における財政運営基準等の見直しについては、厚生労働省令の公布、通知の発出が待たれているところですが、今般、厚生労働省より、見直し項目のうち「掛金引上げ猶予措置」については既に公表されている改正案で確定しており、代議員会等での手続きを進めていただいていた、との連絡を受けました。

同措置を適用する場合、現状では、

- ① 平成25年4月から適用する掛金の算定
- ② 代議員会の了承等
- ③ 3月までに、平成25年4月から適用する掛金を規約に規定

といった手続きが必要と考えられます（下図ご参照）。

以上

<ご参考>

掛金引上げ猶予措置

基金・DB

- ・平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予が可能（指定基金を除く）。
- ・本来、掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後の掛金を規約に規定。

掛金引上げまでのスケジュール

